

令和6年度「ご縁スイーツグランプリ」企画運営業務 提案競技仕様書

1. 業務名

令和6年度「ご縁スイーツ」グランプリ企画運営業務

2. 業務の趣旨

当連盟では、平成17年度に発足した神話の国 縁結び観光協会が解散後、令和3年度から特別会計を設置して同観光協会の事業を引き継ぎ、松江市・出雲市・安来市のエリアを「&ご縁の聖地」としてリブランディングし、同エリアへの誘客促進事業を実施している。

現在、このエリアの着地メニューとして、「ご縁スイーツ」を提供している飲食店をWEBや旅行会社を通じて紹介するとともに、旅行会社が造成する宿泊商品で「ご縁スイーツ・出雲路そば巡り電子クーポン」を発行して、このエリアで宿泊を伴う旅行需要の喚起を行っている。

このたび、魅力度・満足度などが最も高い「ご縁スイーツ」を「ご縁スイーツ」グランプリ受賞メニューとして顕彰する取組を通じて、ご縁スイーツ登録店舗やメニューのラインナップを拡充し、「ご縁スイーツ」の認知度を高め、さらなる誘客促進につなげることを目的とする。

3. 業務の内容

「ご縁スイーツ」グランプリにエントリーする飲食店等を募集し、一般ユーザーからの投票（アンケート）と専門審査員による審査によって、各部門ごとに最も魅力度・満足度などが高いメニューを「ご縁スイーツ」グランプリ受賞メニューとして決定し、副賞を授与して表彰する。併せて、準グランプリも決定する。

(1) 「ご縁スイーツ」の定義

「ご縁」や「縁結び」をコンセプトに作られているスイーツメニューで、飲食店等において販売・提供されているスイーツ（持ち帰りできるものを含む）

(2) 「ご縁スイーツ」グランプリにエントリーできる飲食店等およびメニュー

①松江市、出雲市、安来市の何れかで営業を行っている飲食店等

②エントリーするメニューは、既存メニューに加え、今回、新規に開発するメニューも可とするが、令和6年8月～令和7年3月の間に店舗等において販売する予定のメニューとする。

(3) 「ご縁スイーツ」グランプリの部門

以下の例を参考に、提案競技において独自の部門や部門の名称を提案することを可とし、受託者は連盟と協議の上、3～4部門程度の部門において実施する。

〈部門の例〉

①「ご縁」や「縁結び」のコンセプトをセンス良く表現している「ご縁スイーツ」

②インスタ映えする「ご縁スイーツ」

③島根県産の一次産品（フルーツ等）を使った「ご縁スイーツ」

④高級かつ食べたくなる「ご縁スイーツ」

(4) グランプリメニューの決定方法等

一般ユーザーからの投票（アンケート）と専門審査員による審査によって各部門別にグランプリ、準グランプリを決定し、受賞店舗に表彰と副賞の授与を行う。

※地理的な条件などによる投票の多少によって不公平な決定となることが無いよう注意すること。

(5) 参考情報

現在、登録している「ご縁スイーツ」は、以下で紹介しています。

<https://www.kankou-shimane.com/pickup/34612.html>

4. 委託期間

契約締結日～令和6年10月31日まで

5. 委託料上限

2,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※ただし、当連盟から申請中の本業務を含む関連事業が観光庁の補助事業に採択された場合は、委託料の上限は3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

6. 企画提案に係る提出書類

(1) 業務処理体制

当該業務の処理にかかわる全ての人を記載して下さい。

(2) 企画内容

以下の企画内容について、委託料上限が2,000千円の場合と3,000千円の場合の違いが分かるように記載してください。

①「ご縁スイーツ」グランプリにエントリーする飲食店等を募る方法

- ・募集告知の方法
- ・エントリー店舗の目標数

②「ご縁スイーツ」グランプリの部門

③グランプリメニューを決定する方法、基準

- ・一般投票（アンケート）の内容、実施方法、投票目標数
- ・専門審査員の候補、審査方法
- ・審査基準

④グランプリ、準グランプリ受賞店舗への表彰、副賞授与の企画

(3) 実施計画

以下の基本スケジュールを踏まえ、本業務の実施にかかる一連のスケジュールを記載してください。

※基本スケジュール

令和6年	5月末	委託候補者の決定
	5月末	観光庁補助金の採択（または不採択）通知
	6月	委託候補者と契約に向けて協議
	6月	観光庁へ交付申請書を提出（5月末採択通知があった場合）
	7月上旬	観光庁補助金の交付決定
	7月上旬	委託契約締結
	10月上旬	各部門のグランプリ、準グランプリを決定、表彰・副賞授与
	10月末	委託業務完了報告書を連盟に提出

(4) 類似事業についての実績

類似業務についての概要、実施年度、事業名、契約額、発注者等を記載してください。

(5) 業務委託に要する見積価格

委託料の上限が2,000千円の場合と3,000千円の場合の2つの見積書を添付してください。

(6) その他

- ①観光庁の補助金が不採択となった場合も本業務を受託する前提で企画すること。
- ②本業務の目的を達成するための工夫やインセンティブとなる項目があれば記載してください。

7. 著作権等

本業務により生じた著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。）その他の権利は、連盟に帰属するものとする。

8. 二次使用について

本業務において制作されたデザインデータ、受託者が撮影した写真、受託者が編集した映像等は、連盟が認めた者が作成・運営するウェブサイトおよび紙媒体等において無償で二次使用が可能とすること。

9. その他

- (1) 本業務の受託者は業務を実施するにあたり、当連盟と十分な調整を行うこと。
- (2) 本仕様書に定める業務に要する経費は、特に記載が無い場合、すべて本業務委託料に含むものとする。
- (3) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めがない事項については、必要に応じて、当連盟と受注者が協議の上、定めるものとする。